二　船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項の変更（当該船舶間貨物油積替作業手引書の機能に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。）

第十五条第三項第四号を同項第六号とし、第二号及び第三号を二号ずつ繰り下げ、同項第一号中「油等」を「油濁防止緊急措置手引書、有害液体汚染防止緊急措置手引書及び海洋汚染防止緊急措置手引書にあつては、油等」に改め、「関する事項」の下に「、船舶間貨物油積替作業手引書にあつては、船舶間貨物油積替えに関する作業を行う者が、船舶間貨物油積替えに起因する油の排出を防止するために遵守すべき事項」を加え、「第三号」を「第五号」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　第十八条第一号に掲げる区分に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者が、当該船舶に揮発性物質放出防止措置手引書を新たに備え置き、又は掲示しようとするとき。

二　第十八条第四号に掲げる区分に係る海洋汚染等防止証書の交付を受けた検査対象船舶の船舶所有者が、当該船舶に船舶間貨物油積替作業手引書を新たに備え置き、又は掲示しようとするとき。

第十五条第四項中「前項第四号」を「前項第六号」に改め、同条第五項中「第三項第四号」を「第三項第六号」に改める。

第十二号の四様式中「valid on」を「applicable on」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十二号の四様式の改正規定は、平成二十四年二月一日から施行する。

○総務省告示第百九十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十三年五月十九日

総務大臣　片山　善博

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
国民改革協議会	会計責任者の氏名	豊原　昭二	新	二三、四、四
国民新党友の会	会計責任者の氏名	鈴木　貴司	旧	二三、三、三一
			西尾　利逸	
			林　敏紀	

（経過措置）

第二条　第十二号の四様式の改正規定の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第十二号の四様式による国際大気汚染防止証書は、この省令による改正後の海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則第十二号の四様式による国際大気汚染防止証書とみなす。

告　示

○総務省告示第百九十号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第六項の規定に基づき、平成二十三年度地方債同意等基準を公表する件（平成二十三年総務省告示第百四十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年五月十九日

総務大臣　片山　善博

第二の二の1の⑶のアの㋒を次のように改める。

㋒　その他立法措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業（ウに掲げるものを除く。）

第二の二の1の⑶のアの㋒の次に次のように加える。

㋓　その他特別の予算措置によって国がその事業費等の一部を負担又は補助する災害復旧事業及び㋐から㋒までに掲げるものに準ずる災害復旧事業

第二の二の1の⑶のイ中「第1項」の下に「並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第8条第1項及び第9条第1項」を加える。

○法務省告示第二百五十号

次の難民認定証明書は、効力を失ったので、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第六十一条の二の七第二項の規定により告示する。

平成二十三年五月十九日

法務大臣　江田　五月

難民認定証明書の番号及び日付

第14－44　平成17．5．9

○法務省告示第二百五十一号

大阪法務局北出張所に備えてあった大阪市西淀川区姫里三丁目壱弐九番の土地の登記簿が滅失した。

滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成二十三年五月十九日から平成二十三年八月十九日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならない。

平成二十三年五月十九日

法務大臣　江田　五月

○法務省告示第二百五十二号

大阪法務局北出張所に備えてあった大阪市東淀川区東淡路二丁目参七番の土地の登記簿が滅失した。

滅失した登記簿に登記されていた権利がなおその登記簿における順位を有するためには、当該権利の登記を受けた者又はその登記に関する嘱託若しくは通知をした官庁公署は、平成二十三年五月十九日から平成二十三年八月十九日までに登記回復の申請又はその嘱託若しくは通知をしなければならない。

平成二十三年五月十九日

法務大臣　江田　五月

○厚生労働省告示第百六十二号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の五の項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

「アメリカ合衆国」を「アメリカ合衆国（ネブラスカ州、ノースカロライナ州及びミズーリ州を除く。）」に改め、「（ノッティンガムシャー州を除く。）」を削る。

○厚生労働省告示第百六十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三十一条の三十第三項及び第四項並びに第三十一条の三十四第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める二種病原体等及び四種病原体等（平成十九年厚生労働省告示第二百二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

第2を次のように改める。

第2　規則第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス（血清亜型がH5N1又はH7N7であるものに限る。）であって、以下のいずれかの基準に適合するものとする。

1　4週齢から8週齢のニワトリに静脈注射した際の死亡率が75％より低いこと

2　6週齢のニワトリにおける静脈内接種病原性指数（IVPI）が1.2以下であること

3　HA蛋白の開裂部位にこれまでに確認された強毒型のインフルエンザAウイルスと類似のアミノ酸の連続配列がないこと

○厚生労働省告示第百六十四号

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省、法務庁、厚生省、農林省令第一号）第百八十四条第一項第二号の規定に基づき、平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間の日を末日とする事業年度に係る支払備金として積み立てる金額の特例を次のように定める。

平成二十三年五月十九日

厚生労働大臣　細川　律夫

平成二十三年三月十一日から平成二十四年三月十日までの間の日を末日とする事業年度に係る消費生活協同組合法施行規則第百八十四条第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める金額は、東日本大震災による災害に係る共済金、返戻金その他の給付金の支払のために積み立てる場合には、消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号）第九条第一項の規定にかかわらず、死亡者数等に基づく合理的な方法により計算した金額とすることができる。